2　機構の成立前に健康保険法、児童福祉法、消防法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、電波法、生活保護法、文化財保護法、高圧ガス保安法、覚醒剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等の規制に関する法律、水道法、下水道法、道路交通法、戦傷病者特別援護法、電気事業法、母子保健法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、健康増進法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、難病の患者に対する医療等に関する法律、医療法施行令又は道路交通法施行令の規定により国立国際医療研究センターがしている申請、届出その他の行為（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令附則第十一条第二項の規定により国立国際医療研究センターがした届出その他の行為とみなされたものを含む。）であって、法附則第十六条第一項の規定により機構が承継することとなる権利及び義務に係るものは、機構の成立後は、それぞれの法令の規定により機構がした申請、届出その他の行為とみなす。

（国立国際医療研究センターの法人文書に係る独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置）

第二十条　機構の成立前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定（同法第二条第二項に規定する法人文書の開示に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に基づき、国立国際医療研究センターの業務に係る同項に規定する法人文書に関して、国立国際医療研究センターがした行為及び国立国際医療研究センターに対してされた行為は、機構の成立後は、同法の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してされた行為とみなす。

（国立国際医療研究センターの保有個人情報に係る個人情報の保護に関する法律の適用に関する経過措置）

第二十一条　機構の成立前に個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、国立国際医療研究センターの業務に係る同法第六十条第一項に規定する保有個人情報に関して、国立国際医療研究センターがした行為及び国立国際医療研究センターに対してされた行為は、機構の成立後は、同法の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してされた行為とみなす。

（国立国際医療研究センターがした行為等に関する経過措置）

第二十二条　機構の成立前に国立国際医療研究センターがした行為又は国立国際医療研究センターに対してされている行為は、法又はこの政令に別段の定めがあるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、それぞれ機構がした行為又は機構に対してされている行為とみなす。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第二十三条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十七号中「第七号及び第二十三号」を「第八号及び第二十四号」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項中第二十六号を第二十七号とし、第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十二号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項中第二十一号を第二十二号とし、第六号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　国立健康危機管理研究機構の組織及び運営一般に関すること。

第五条第二項中「第七号まで及び第二十四号」を「第八号まで及び第二十五号」に改める。

第二十六条第五号中「、国立社会保障・人口問題研究所及び国立感染症研究所」を「及び国立社会保障・人口問題研究所」に改める。

第四十八条に次の一号を加える。

三　国立健康危機管理研究機構の組織及び運営一般に関すること。

第百三十二条中「国立研究開発法人審議会」を「国立研究開発法人等審議会」に改める。

第百三十二条の二の見出しを「（国立研究開発法人等審議会）」に改め、同条第一項中「国立研究開発法人審議会」を「国立研究開発法人等審議会」に、「の規定」を「及び国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）の規定」に改め、同条第二項中「、国立研究開発法人審議会」を「、国立研究開発法人等審議会」に、「厚生労働省国立研究開発法人審議会令」を「厚生労働省国立研究開発法人等審議会令」に改める。

第百三十五条中「国立感染症研究所」を削る。

第百四十条から第百四十八条までを次のように改める。

第百四十条から第百四十八条まで　削除

（厚生労働省国立研究開発法人審議会令の一部改正）

第二十四条　厚生労働省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚生労働省国立研究開発法人等審議会令

第一条第一項中「国立研究開発法人審議会」を「国立研究開発法人等審議会」に改める。

第八条中「処理する」を「総括し、及び処理する。ただし、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）第二十七条第四項、第三十条第六項及び第三十二条第二項の規定により厚生労働大臣が意見を聴く事項に係るものについては、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課において処理する」に改める。

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

府令

○内閣府令第六十九号

沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）第十二条第二項及び同条第一項の規定により読み替えて適用する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第八十六条第一項及び第二項、第百一条、第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項及び第二項並びに第百七条第一項の規定に基づき、沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年八月二十日　　内閣総理大臣　岸田　文雄

沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則の一部を改正する内閣府令

沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（会計監査人が監査する書類）	［条を加える。］
第六条　法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第八十六条第一項の内閣府令で定めるものは、財産目録（貸借対照表に対応する項目に限る。）のほか、第十条第三項各号に掲げるものとする。	